

伊達市競争入札心得

伊達市の発注に係る一般競争及び指名競争による入札に当たっては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとします。

(入札等)

第1条 入札参加者は、設計図書、仕様書等（以下「入札関係図書」といいます。）を確認し、また、暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、入札しなければなりません。この場合において入札関係図書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

2 入札参加者は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名を記載して、指名競争入札通知書又は一般競争入札公告に示した期日に提出しなければなりません。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければなりません。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(入札参加の取りやめ)

第2条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができます。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、同様とします。

2 前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届を提出しなければなりません。

3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書等の提出書類（以下「入札書等」といいます。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、再度の入札は原則として、工事の場合は1回、工事以外の場合は2回とします。なお、再度の入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約とすることがあります。

(落札者の決定)

第7条 入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低をもって入札をした者を落札者とし

ます。

- 2 落札者となるべき価格で入札をした者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。
(落札の取消し)

第8条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことがあります。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき又は所定の期日までに契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し、不正があったと認められるとき。
- (3) 法令等に違反する事項が生じたとき。
- (4) 落札者（役員及び使用人を含む。）が伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係事業者であると認められるとき。

(契約保証金)

第9条 落札者は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はその必要はありません。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の通知の日から7日以内に、別に定めた契約書により、契約を締結しなければなりません。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後、入札関係図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(準用)

第12条 この競争入札心得は、随意契約に係る見積合わせについて準用します。